

## 実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	8	障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
施策目標	1	障害者の住まいや働く場ないし活動の場を整備すること
	I	障害者の住まいや活動の場を整備すること
担当部局・課	主管部局・課	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
	関係部局・課	

## 1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	平成19年度末までにグループホームを約30,400人分整備すること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
グループホーム（知的障害者・精神障害者）の整備については、都道府県等がグループホームの運営主体をあらかじめ指定し、当該事業を実施する場合に事業費の国庫補助を行っている。					
○関連する経費（平成17年度予算額）					
・知的障害者地域生活援助事業 12,821百万円					
・精神障害者地域生活援助事業 2,148百万円					
(評価指標の考え方)					
グループホームの整備量は、実績目標における目標値の達成度を測定する指標である。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
グループホームの整備量（人分）	16,020	18,807	22,859	27,956	—
(備考)					
・平成15年度より新障害者プランに移行。					
・新旧障害者プランの実績について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課にて毎年度調査を実施。					
・平成17年度の数值は、集計中。					
実績目標2	平成19年度末までに福祉ホームを約5,200人分整備すること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
福祉ホーム（身体障害者福祉ホーム及び精神障害者福祉ホーム）の整備については、地方公共団体又は社会福祉法人が当該施設を建設する場合に、施設整備費の国庫補助を行うとともに、施設の運営に関して運営費を負担している。					
○関連する経費（平成17年度予算額（施設運営費））					
・身体障害者福祉ホーム 130百万円					
・精神障害者福祉ホーム 1,099百万円					

(評価指標の考え方)

福祉ホームの整備量は、実績目標における目標値の達成度を測定する指標である。

(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
福祉ホームの整備量 (人分)	2,768	3,354	3,812	4,172	—

(備 考)

- ・平成15年度より新障害者プランに移行。
- ・新旧障害者プランの実績について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課にて毎年度調査を実施。
- ・平成17年度の数值は、集計中。

実績目標 3 | 平成19年度末までに授産施設を約73,700人分整備すること

(実績目標を達成するための手段の概要)

授産施設(身体障害者通所授産施設、知的障害者通所授産施設及び精神障害者通所授産施設)の整備については、地方公共団体又は社会福祉法人が当該施設を建設する場合に、施設整備費の国庫補助を行うとともに、施設の運営に関して運営費を負担している。

○関連する経費(平成17年度予算額(施設運営費))

- ・身体障害者通所授産施設 6,392百万円
- ・知的障害者通所授産施設 42,216百万円
- ・精神障害者通所授産施設 4,846百万円

(評価指標の考え方)

授産施設の整備量は、実績目標における目標値の達成度を測定する指標である。

(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
授産施設の整備量 (人分)	47,676	52,249	65,427	68,599	—

(備 考)

- ・平成15年度より新障害者プランに移行。
- ・旧障害者プランの下では、福祉工場と授産施設の整備量を合わせた指標としていたが、新障害者プランに移行するにあたり、授産施設を独立の指標とした。平成14年度までの数值は、「社会福祉施設等調査報告」(厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課、毎年10月1日現在で調査)により、平成15年度及び平成16年度の数值は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課調べで、新障害者プランの下での指標に統一している。
- ・平成17年度の数值は、集計中。

## 2. 評 価

### (1) 現状分析

現状分析

グループホーム、福祉ホーム及び授産施設については、新障害者プランを踏まえ、地方公共団体が地域における障害者のニーズや配置状況等を考慮し、整備計画に基づき計画的に整備を進めてきたところである。

なお、第163回特別国会で成立した障害者自立支援法により、

- ・ 障害種別を超えて、市町村が中心となって福祉サービスを一元的に提供する仕組みに改め、現行の施設・事業体系を再編し、あわせて「地域生活支援」や「就労支援」のための事業を創設すること（平成18年10月施行、5年間で移行）
  - ・ 地方自治体に対し、必要な障害福祉サービスの見込み量を定めた障害福祉計画の策定を義務付け、計画的なサービス提供体制の整備を図ること（同月施行）
- 等の制度改正が行われた。

## (2) 評価結果

### 政策手段の有効性の評価

グループホーム、福祉ホーム及び授産施設の整備については、平成16年度までに各実績目標における目標値のそれぞれ92%、80%及び93%を実施しており、各実績目標を達成するために講じた手段は有効であったと考えられる。

### 政策手段の効率性の評価

グループホーム、福祉ホーム及び授産施設の整備については、都道府県や市町村が要した事業費・施設整備費について、国が補助をしているものであり、都道府県や市町村は事業、配置の適正性等について審査した上で補助し、国はそれを財政的にバックアップするという形で、役割分担により効率的に事業が実施されているものと考えられる。

### 総合的な評価

新障害者プランを踏まえ、国庫補助を通じてグループホーム、福祉ホーム及び授産施設の整備を効果的かつ効率的に実施することにより、それぞれの整備量の目標値を着実に達成しつつあり、「障害者の住まいや活動の場を確保すること」という施策目標の達成に向けて進展があった。

ノーマライゼーションの理念の下、在宅サービスの整備を図ることが重要となっており、グループホーム、福祉ホーム及び授産施設について、障害者自立支援法に基づく施設・事業体系の再編等も視野に入れつつ、今後とも地域における計画的な整備を進めていくことが必要である。

### 評価結果分類

- 1 目標を達成した
- ② 達成に向けて進展があった
- 3 達成に向けて進展がみられない

### 分析分類

- ① 分析が的確に行われている
- 2 分析がおおむね的確に行われている
- 3 分析があまり的確でない

## 3. 特記事項

### ①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）について、法律案の取りまとめに際し、社会保障審議会障害者部会での議論等を経ている。

### ②各種政府決定との関係及び遵守状況

○ 障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）（抄）

#### Ⅲ 分野別施策の基本的方向

## 2 生活支援

### (2) 施策の基本的方向

#### ② 在宅サービス等の充実

##### イ 住居の確保

障害者の地域での居住の場であるグループホーム及び福祉ホームについて、重度障害者などのニーズに応じて利用できるよう量的・質的充実に努める。

#### ④ 施設サービスの再構築

##### イ 施設の在り方の見直し

(前略)

障害者が身近なところで施設を利用できるよう、小規模通所授産施設等の通所施設や分場の整備を図るとともに、障害種別を超えて相互利用を進める。

(後略)

#### ○ 重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）（平成14年12月24日障害者施策推進本部決定）（抄）

障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）に沿って、同基本計画の前期5年間（注：平成19年度末まで）において重点的に実施する施策及びその達成目標並びに計画の推進方策を以下のとおり定める。

#### I 重点的に実施する施策及びその達成目標

#### 2 地域基盤の整備

##### (1) 生活支援

#### ② 在宅サービス

(前略)

- ・グループホームを約30,400人分整備する。
- ・福祉ホームを約5,200人分整備する。

(後略)

#### ③ 施設サービス

- ・通所授産施設を約73,700人分整備する。

(後略)

#### ③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

#### ④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

障害者自立支援法について、「障害者自立支援法案に対する附帯決議」（平成17年10月13日参議院厚生労働委員会）がなされている。

#### ⑤会計検査院による指摘

なし。